○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十一号）の一部の施行に伴い、並びに所得税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十三号）附則第九条第二項第八号、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十条第六項、第二百二十条、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項及び第三項並びに第二百二十八条第二項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二十条の二第三号、第百二十三条第一項、第百四十四条第一項第一号ホ、第二百十七条第四号、第二百六十二条第一項第六号及び第五項並びに第二百六十七条第二項の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（非課税とされる通勤手当に係る駐車場等の要件等）

第二条の二　令第二十条の二第三号（非課税とされる通勤手当）に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する交通用具の駐車のための施設が、その受ける同条に規定する通勤手当に係るその者の勤務する場所の周辺又はその者が通勤のため利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあることとする。

2　令第二十条の二第三号に規定する財務省令で定める金額は、同号に規定する駐車場等（以下この項において「駐車場等」という。）の料金の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（その者が二以上の駐車場等を利用する場合には、それぞれの駐車場等の料金の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額）に相当する金額とする。

一　当該駐車場等の料金が月を単位として定められている場合　当該料金の額（一月を超える期間で一月の整数倍の期間を単位として定められている場合にあつては、当該駐車場等の料金の額を当該整数倍の倍数で除して計算した金額）

二　当該駐車場等の料金が年を単位として定められている場合　当該料金の額を十二（一年を超える期間で一年の整数倍の期間を単位として定められている場合にあつては、十二に当該整数倍の倍数を乗じた数）で除して計算した金額

三　当該駐車場等の料金がその利用の都度負担するものとして定められている場合　次に掲げるいずれかの金額

イ　その者が通勤のためその利用の都度負担した当該料金の額の一月間の合計額

ロ　その利用一回に負担すべき当該料金の額に、一月当たりのその者が通勤のため当該駐車場等を利用した回数を乗じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、その者が通勤のためその利用の都度負担する当該料金の額の一月間の合計額に相当する金額として合理的な方法により計算した金額

四　前三号に掲げる場合以外の場合　年間駐車場等料金相当額（当該駐車場等の料金の額に三百六十五を乗じてこれを当該料金の算定の基礎となつた期間に相当する日数で除して計算した金額その他の合理的な方法により計算した金額をいう。）を十二で除して計算した金額

第二十八条第五号中「坑道及び」を「坑道、」に、「鉱業権」を「減価償却資産の範囲」に、「除く。」を「除く。）及び貯留権」に、「に係る」を「及び貯留権に係る」に改める。

第三十五条中「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で」を削り、同条各号を次のように改める。

一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項（権利変更決議の効力）又は第二十九条（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）の規定により同法第三条第一項（指定確認調査機関の確認）に規定する権利変更決議の効力が生じたこと。

二　法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの

イ　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ　行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

第四十条の九第一項第一号中「専攻科」を「別科」に改め、同項第二号中「授業時間数が千七百時間」を「単位数が六十二単位」に改める。

第四十条の十を削り、第四十条の十の二を第四十条の十とする。

第四十七条の二第三項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同号イ(1)中「令第二百十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人」を「次に掲げる者」に、「当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である」を「それぞれ次に定める」に改め、同号イ(1)に次のように加える。

(i)　令第二百十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人　当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨

(ii)　法第七十八条第二項第四号に規定する公益信託の受託者　当該特定寄附金が当該公益信託に係る信託事務に関連する同号に規定する寄附金である旨

第四十七条の二第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第十一項第一号中「生徒」を「学生又は生徒」に改め、同号イ中「掲げる事項」を「定める事項」に、「該当する」を「、同項第三号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に、同項第四号に掲げる課程である場合には同号に定める事項に該当する」に改め、同号ロ中「掲げる事項」を「定める事項」に、「該当する」を「、同項第三号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に、同項第四号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に定める事項に該当する」に改め、同項第二号中「第十一条の三第二項第二号に掲げる事項」を「第十一条の三第二項第四号に定める事項」に改め、同条第十四項第一号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　確定申告書に社会保険料控除（法第七十四条第二項第五号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料に係るものに限る。）に関する事項を記載する場合　当該申告書に記載した令第二百六十二条第一項第二号に規定する社会保険料の金額